

宇部高専における休講措置対応【特別警報・避難指示等】

特別警報(高潮及び波浪は除く)発表 または 避難指示(警戒レベル4)以上発令の場合

1. 判断対象とする特別警報等の発表・発令地域 : 宇部市(避難指示以上については「琴芝地区」が含まれる場合に限る。)
※ただし、宇部市に対象となる特別警報等が発表・発令されていなくても、居住する市町村に発表・発令されている場合は、自宅で待機、避難等の行動をとってください。
なお、この場合の自宅待機等については、公認欠席願の提出により公認欠席として取り扱います。
2. 学生の確認方法
 - ①テレビ・ラジオ等報道機関、気象庁・宇部市等ホームページの気象警報等
 - ②本校ホームページ(緊急情報)※気象警報等が発表・発令された場合は、速やかに休講の周知を行うものとする。ただし、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則第3条第2項(1)に規定する労働時間(8:30~17:00)外に気象警報等が発表・発令された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、休講の周知を行うものとする。

